

**新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画  
埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン**

**令和8年4月**

## 目 次

第1章	はじめに	1
第2章	各段階における対応	2
1	関係機関の役割	2
2	準備期までの対応	2
3	初動期における対応	3
4	対応期における対応	4
	(参考)新潟県火葬場関係施設一覧	8
	文末脚注	10

## 第1章 はじめに

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ100%を占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障が生じるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第30条第3項においては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓理法」という。）<sup>1</sup>第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、対応期において死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

また、新型インフルエンザ等に感染した遺体の保存や埋火葬に当たっては、感染拡大を防止する観点から一定の制約が課せられることになるが、他方で、地域の葬送文化や住民の宗教的感情等にも十分配慮することが望ましい。そのため、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱いをする必要がある。

本ガイドラインは、新型インフルエンザ等が県内に流行した際に、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、県や市町村、関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたものである。

なお、実際に発生した新型インフルエンザ等の特性や有効な感染防止策に関して、その時点で得られている最新の知見や具体的な発生状況等に応じ、例えば、搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項など、本ガイドライン上の措置について見直しが図られる場合があることにも留意するものとする。

## 第2章 各段階における対応

### 1. 関係機関の役割

県は、市町村の意見を聞いた上で、県内における火葬体制の整備等必要な体制の整備や調整を図るほか、市町村が行う個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を広域的な視点から支援・調整する役割を担うものとする。

市町村は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられている<sup>2</sup>ことから、市町村内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。

医療機関等は、遺体が新型インフルエンザ等の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、プライバシーの保護にも十分配慮した上で、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨が伝わるよう留意する。

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者は、対応期においては火葬場の火葬能力を超える死亡者が出ることも考えられるため、県の行う調整の下、市町村と連携し効率的な遺体の搬送及び火葬に努めるものとする。

国は、死亡者が増加し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合、県の要請に応じて必要な支援を行うものとする。

### 2. 準備期までの対応

#### (1) 現状の把握

県は、市町村の協力を得て、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料の種別及びその備蓄量について調査し、その結果について、県内の市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図るものとする。

市町村は、公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など、一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）について、あらかじめ定めておくものとする。

#### (2) 火葬体制の構築

ア 県は、調査の結果を踏まえ、市町村の意見を聞いた上で、対応期に備えた火葬体制の整備を行うものとする。その際には、遺体搬送手段の確保のため必要に応じて遺体の搬送作業に従事する者

と協定を締結するほか、県警察等関係機関と必要な調整を行うものとする。

また、県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な棺又はこれに代わる板等）等の物資を確保できるよう準備するものとする。

イ 市町村は、県の火葬体制を踏まえ、市町村内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

あわせて、火葬業務の実施体制に関しては、緊急時に火葬業務への協力が得られるよう、あらかじめ関係者と調整を行うものとする。

### (3) 近隣都道府県との連携体制の構築

遺体は、できる限り県内で火葬することが望ましい。しかしながら、対応期に火葬場の火葬能力を超える死亡者が一時的に出ることも考えられるため、県は災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、近隣の都道府県と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備するものとする。

## 3. 初動期における対応

### (1) 資器材等の備蓄

ア 県は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品（火葬の際に必要な棺又はこれに代わる板等）等の物資を確保するものとする。このほか、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請するものとする。

また、県は、遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の物資を確保できるよう、県内の火葬能力に応じて準備をするものとする。なお、その際準備する非透過性納体袋については、可能な限り、顔の部分が透明のものとしたり、アウターを開ければ顔を見ることができるようインナーを透明のものとしたりするなど、対応期に使用する際においても感染防止に支障のない形で遺族等が遺体の顔を見ることが可能となるよう配慮する。

イ 市町村は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。あわせて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

#### 4. 対応期における対応

##### (1) 情報の把握

県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図るものとする。

##### (2) 資材等の確保

県は、市町村と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、県内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡りよう調整するものとする。

なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布するものとする。

##### (3) 円滑な火葬及び遺体保存の実施

市町村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

##### (4) 搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項

###### ア 遺体との接触等について

(ア) 遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封するとともに、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態での火葬するよう努めるものとする。

(イ) また、遺体の搬送に際し、遺体为非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えない。

(ウ) 他方、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にあつては、必ず手袋を着用し、遺体の血液・体液・分泌物・排泄

物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を使用するものとする。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行う。

(エ) 火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接接触することを希望する場合には、手袋等を着用させる。

#### イ 消毒措置について

万が一、一時的に密閉状態がなくなった場合など、消毒を行う必要が生じた場合には、消毒に用いる薬品は、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度 200～1,000ppm）、70v/v% イソプロパノール等とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所をムラなく拭く方法が望ましい。

消毒剤の噴霧は不完全な消毒や病原体の舞い上がりを招く可能性があり、推奨しない。また、エタノールやイソプロパノール等の可燃性消毒薬は火気のある場所で使用しない。

#### ウ 手指衛生について

手指衛生は感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際等には、手袋を外した後に流水・石けんによる手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施する。

### (5) 感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置

感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合など、必要に応じ以下の措置を講ずる。

#### ア 火葬体制の整備

(ア) 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請するものとする。

(イ) また、県は、市町村や遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努めるものとする。

(ウ) 県は、市町村及び近隣の都道府県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の

手配等を実施するものとする。

イ 遺体の保存対策

- (ア) 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町村は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。あわせて、県は、臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、非透過性納体袋等の物資を確保するとともに、市町村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。
- (イ) 遺体安置所等における遺体の保存及び搬送に当たっては、可能な限り、新型インフルエンザ等に感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。

ウ 埋葬<sup>3</sup>の活用等

- (ア) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合は、市町村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。
- (イ) さらに、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、県は、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮するものとする。その際、知事は、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討するものとする。
- (ウ) 県は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、上記の事務の一部を新型インフルエンザ等緊急事態の区域内の市町村に行わせるものとする。

エ 遺体の見分について

県警察は、多数の遺体の見分に当たり、十分な感染防止策を講じた上、医師及び関係機関等と緊密な連携を図る。

オ 墓埋法の手続の特例

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑

に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例<sup>4</sup>が設けられるので、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

【参考】新潟県火葬場関係施設一覧(H7.4.1現在)

管轄	番号	火葬場名称 火葬場所在地	電話番号 FAX番号	火葬場担当部署	電話番号	火葬 炉数
村上	1	村上火葬場無相院 村上市日下90番地	0254-53-2049 0254-53-2049	村上市環境課	0254-53-2111 0254-52-1884	3
	2	荒川火葬場普照園 村上市坂町2137番地	0254-62-2042 0254-62-2042			2
	3	山北火葬場 村上市府屋1436番地1	0254-77-3490 -			2
新発田	4	新発田広域葬斎センター願文院 新発田市古楯495	0254-33-2904 0254-33-0450	新発田地域広域事務組合	0254-26-1501 0254-23-5589	5
	5	阿賀北葬斎場 阿賀野市下条字千刈70-1	0250-62-5730 0250-62-5735	阿賀野市市民生活課	0250-62-2510 0250-62-7444	5
新津	6	五泉市斎場 五泉市赤海2887-14	0250-48-5261 0250-48-5262	五泉市環境保全課	0250-43-3911 0250-41-0006	4
	7	阿賀町斎場 東蒲原郡阿賀町鹿瀬10802番地	0254-92-4746 -	阿賀町町民生活課	0254-92-5761 0254-92-4736	2
三条	8	三条市槻の森斎苑 三条市月岡3722番地	0256-33-1061 0256-33-1062	三条市市民部市民窓口課	0256-34-5540 0256-31-1105	5
	9	燕・弥彦総合事務組合斎場 燕市吉田吉栄755	0256-92-2300 -	燕・弥彦総合事務組合環境センター	0256-93-4704 0256-92-3191	6
	10	加茂市・田上町消防衛生保育組合斎場 田上町大字川船河1303	0256-52-6487 0256-52-6487	加茂市役所環境課	0256-52-0080 0256-53-4694	3
長岡	11	長岡市斎場 長岡市鉢伏町1815番地	0258-32-1858 0258-32-1865	長岡市市民協働推進部市民課	0258-39-2019 0258-39-2258	7
	12	長岡市小国斎場 長岡市小国町法坂576番地1	0258-95-2214 -	長岡市南部地域事務所	0258-92-5901 0258-92-6942	1
	13	長岡市寺泊斎場 長岡市寺泊吉20番地	0258-75-5497 0258-75-5497	長岡市北部地域事務所	0258-74-3131 0258-74-3500	2
	14	長岡市栃尾斎場 長岡市金沢1039番地	0258-86-0983 0258-86-0983	長岡市栃尾支所地域振興・市民生活課	0258-53-2477 0258-52-3990	3
	15	長岡市与板無憂苑斎場 長岡市与板町本与板2669番地1	0258-72-2495 0258-72-2495	長岡市北部地域事務所	0258-74-3131 0258-74-3500	3
	16	小千谷市西山斎場 小千谷市大字時水581	0258-82-3065 0258-82-3065	小千谷市環境共生課	0258-83-3566 0258-82-8664	4
	17	見附市斎場 見附市本町3-671-2	0258-62-2405 -	見附市市民税務課	0258-62-1700 0258-63-3001	4
	18	長岡市川口斎場 長岡市川口和南津2402番地3	- -	長岡市南部地域事務所	0258-92-5901 0258-92-6942	1
魚沼	19	魚沼市斎場 魚沼市池平396番地1	025-792-2106 -	魚沼市市民福祉部生活環境課	025-792-9766 025-793-1016	3
	20	入広瀬火葬場 魚沼市穴沢1610番地4	- -			1
南魚沼	21	南魚沼市斎場 南魚沼市思川576番地1	025-782-0516 025-782-0883	南魚沼市環境交通課環境交通班	025-773-6666 025-772-3055	4

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

十日町	22	十日町市斎場 十日町市南鏡坂1842番地9	025-757-5213 025-757-6533	十日町市環境衛生課環境企画係	025-752-3924 025-757-1751	3
	23	津南地域衛生施設組合津南斎場 津南町大字下船渡戊1847-1	025-765-3495 025-765-5188	津南町役場税務町民課町民班	025-765-3113 025-765-4625	2
柏崎	24	柏崎市斎場 柏崎市大字安田4184	0257-23-3342 0257-23-3405	柏崎市市民生活部環境課	0257-23-5170 0257-24-4196	6
上越	25	上越斎場 上越市大字居多790-1	025-543-2634 025-545-0909	上越市福祉部福祉課 福祉総務係	025-520-5845 025-525-5157	5
	26	頸北斎場 上越市柿崎区柿崎10496-1	025-536-6096 025-536-6096	上越市柿崎区総合事務所 市民生活・福祉グループ福祉班	025-536-6704 025-536-2227	3
	27	経塚斎場 妙高市大字小出雲2805	0255-72-3579 0255-72-9329	妙高市環境生活課環境衛生グループ	0255-74-0031 0255-73-8206	4
糸魚川	28	糸魚川市斎場 糸魚川市大字一ノ宮770	025-552-0797 025-552-0797	糸魚川市市民部環境生活課	025-552-1511 025-552-1066	4
	29	能生火葬場 糸魚川市大字鶉石74	025-566-5181 025-566-5181			2
佐渡	30	青山斎場 佐渡市吾湯225番地2	0259-27-4444 0259-27-4444	佐渡市市民生活部 生活環境課施設管理係	0259-63-3113 0259-63-5125	2
	31	相川斎場 佐渡市相川鹿伏68番地1	0259-74-3463 -			1
	32	永安館 佐渡市真野新町568番地1	0259-55-2640 0259-55-2640			2
新潟市	33	新潟市青山斎場 新潟市西区青山1436番地1209	025-266-2370 025-266-2373	新潟市保健衛生部保健所 環境衛生課環境管理係	025-212-8263 025-246-5673	12
	34	新潟市新津斎場 新潟市秋葉区古田ノ内大野開33番地4	0250-22-0849 0250-47-6745	秋葉区区民生活課生活環境係	0250-25-5678 0250-25-2601	4
	35	新潟市白根斎場 新潟市南区鍋湯638番地1	025-372-3702 025-372-3553	南区区民生活課生活環境担当	025-372-6145 025-371-5572	4
	36	新潟市亀田斎場 新潟市江南区元町5-3-4	025-382-9400 025-382-9400	江南区区民生活課生活環境係	025-382-4254 025-381-7090	3
	37	新潟市巻斎場 新潟市西蒲区和納5770番地	0256-72-3342 0256-72-3342	西蒲区区民生活課生活環境係	0256-72-8312 0256-73-7252	5

(脚注)

1	公衆衛生の確保と適正な埋火葬の実施を図るために、墓地・火葬場等の管理および埋葬・火葬の手続を定めた法律。
2	墓埋法第5条第1項（埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長の許可を受けなければならない）のこと。
3	死体を土中に葬ること（墓埋法第2条第1項）。
4	新型インフルエンザ等対策特別措置法第56条（厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓埋法第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる）のこと。